(2)　指定都市の市長又は包括都道府県の知事は、第二条第六項又は第一四項の規定の趣旨を達成するため必要があると認めるときは、指定都市都道府県調整会議において協議を行うことを求めることができることとし、求めを受けた指定都市の市長又は包括都道府県の知事は、当該求めに係る協議に応じなければならないこととした。（第二五二条の二一の二第五項及び第六項関係）

㈡　指定都市と包括都道府県の間の協議に係る勧告

(1)　指定都市の市長又は包括都道府県の知事は、㈠の(2)による求めに係る協議を調えるため必要があると認めるときは、総務大臣に対し、文書で、当該指定都市及び包括都道府県の事務の処理に関し当該協議を調えるため必要な勧告を行うことを求めることができることとした。（第二五二条の二一の三第一項関係）

(2)　総務大臣は、(1)による勧告の求めがあった場合においては、これを国の関係行政機関の長に通知するとともに、指定都市都道府県勧告調整委員を任命し、当該勧告の求めに係る総務大臣の勧告について意見を求めなければならないこととした。（第二五二条の二一の三第五項関係）

3　中核市制度と特例市制度の統合に関する事項

㈠　中核市の指定の要件を人口二〇万以上とすることとした。（第二五二条の二二第一項関係）

㈡　特例市に関する規定を削除することとした。（旧第二編第一二章第三節関係）

4　連携協約制度等の創設に関する事項

㈠　連携協約制度

(1)　普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体及び他の普通地方公共団体の区域における当該普通地方公共団体及び当該他の普通地方公共団体の事務の処理に当たっての当該他の普通地方公共団体との連携を図るため、協議により、当該普通地方公共団体及び当該他の普通地方公共団体が連携して事務を処理するに当たっての基本的な方針及び役割分担を定める協約（以下「連携協約」という。）を当該他の普通地方公共団体と締結することができることとした。（第二五二条の二第一項関係）

(2)　連携協約を締結した普通地方公共団体相互の間に連携協約に係る紛争があるときは、当事者である普通地方公共団体は、都道府県が当事者となる紛争にあっては総務大臣、その他の紛争にあっては都道府県知事に対し、文書により、自治紛争処理委員による当該紛争を処理するための方策の提示を求める旨の申請をすることができることとした。（第二五二条の二第七項関係）

㈡　事務の代替執行制度

普通地方公共団体は、他の普通地方公共団体の求めに応じて、協議により規約を定め、当該他の普通地方公共団体の事務の一部を、当該他の普通地方公共団体又は当該他の普通地方公共団体の長若しくは同種の委員会若しくは委員の名において管理し及び執行することができることとした。（第二五二条の一六の二第一項関係）

5　認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例に関する事項

一定の要件を満たした認可地縁団体の所有する不動産について、市町村長が証明書を発行することにより、認可地縁団体が単独で登記手続を行うことができることとした。（第二六〇条の三八及び第二六〇条の三九関係）

6　施行期日等

㈠　3に関する規定の施行の際現に特例市である市（指定都市又は中核市に指定された市を除く。以下「施行時特例市」という。）については、関係法律において、施行時特例市が3に関する規定の施行の際現に処理することとされている事務を3に関する規定の施行後においても引き続き処理することができるよう、経過措置を定めることとした。（附則第三四条、第四一条、第四六条、第四八条、第五二条、第五五条、第五九条、第六四条、第六九条、第七三条及び第七五条関係）

㈡　この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。ただし、4に関する規定については公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から、3及び5に関する規定については平成二七年四月一日から施行することとした。

◇国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律（法律第四三号）（内閣府本府）

1　山の日の新設（第二条関係）

㈠　国民の祝日として、新たに山の日を加えることとした。

㈡　山の日は、八月一一日とすることとした。

㈢　山の日の意義は、「山に親しむ機会を得て、山の恩恵に感謝する。」とすることとした。

2　この法律は、平成二八年一月一日から施行することとした。

◇金融商品取引法等の一部を改正する法律（法律第四四号）（金融庁）

一　金融商品取引法の一部改正関係

1　上場企業の資金調達に係る規制の見直し

㈠　虚偽記載等のある有価証券報告書等の提出者に係る賠償責任について、損害賠償の請求権者に有価証券を処分した者を加えることとしたほか、提出者が故意又は過失がなかったことを証明したときには賠償の責めに任じないこととした。（第二一条の二関係）

㈡　発行登録書に参照書類の提出期限が記載されている場合であって、当該参照書類が当該提出期限までに提出された場合には、訂正発行登録書の提出を不要とすることとした。（第二三条の四関係）

㈢　大量保有報告書等の提出の要否の基準となる保有株券等の総数から、自己株式を除外することとした。（第二七条の二三第四項関係）

㈣　大量保有報告制度における短期大量譲渡報告の記載事項から、僅少な株券等の譲渡先に関する事項を除外することとした。（第二七条の二五第二項関係）

㈤　大量保有報告書等の提出日の前日までに新たな提出事由が生じた場合について、当該新たな提出事由に係る変更報告書を当該大量保有報告書等と同時に提出することを求める旨の規定を削除し、当該新たな提出事由が生じた日から五営業日以内の提出を求めることとした。（第二七条の二五第三項関係）

㈥　大量保有報告書等が開示用電子情報処理組織を通じて提出された場合には、当該大量保有報告書等に係る株券等の保有者は、発行者に対する当該大量保有報告書等の写しの送付を要しないこととした。（第二七条の三〇の六第三項関係）

2　インターネットを通じた資金調達を取り扱う金融商品取引業者等に係る規制の整備

㈠　金融商品取引業者等は、非上場有価証券等について電子募集取扱業務（インターネットを利用する方法による有価証券の募集の取扱い等）を行うときは、契約締結前交付書面に記載する事項のうち投資者の判断に重要な影響を与える事項について、インターネットを利用する方法により、投資者が閲覧することができる状態に置かなければならないこととした。（第二九条の二、第四三条の五及び第二〇五条関係）

㈡　第一種金融商品取引業又は第二種金融商品取引業のうち非上場有価証券等についての電子募集取扱業務であって有価証券の発行価額が少額であること等の要件を満たすもののみを行う金融商品取引業者について、第一種金融商品取引業又は第二種金融商品取引業の業規制の一部を緩和することとした。（第二九条の四の二及び第二九条の四の三関係）

3　金融商品取引業者等に対する規制の見直し

㈠　金融商品取引業の登録取消処分に係る通知があった日から処分等を決定する日までの間に金融商品取引業の廃止等の届出をした者等について、当該届出の日から五年を経過しないことを金融商品取引業の登録拒否事由に加えることとした。（第二九条の四第一項第一号ロ及び第二号ヘ・ト関係）

㈡　金融商品取引業者等は、金融商品取引業等を適確に遂行するため、業務管理体制を整備しなければならないこととした。（第二九条の四第一項第一号ヘ、第三三条の五第一項第五号及び第三五条の三関係）